

平成 29 年 12 月

各 位

横浜信用金庫

## 個人番号の利用目的の変更について

横浜信用金庫（以下「当金庫」といいます。）は、個人情報保護法第15条第2項および第18条第3項を踏まえ、当金庫の個人番号の利用目的を、以下のとおり変更（追加）することをご連絡いたします。なお、変更日は、預金口座付番が開始される平成30年1月1日からといたしますので、申し添えます。変更（追加）点は下線部をご覧ください。

記

### 【個人番号の利用目的】

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成、提供事務のため
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請、届出事務のため
- ③金融商品取引に関する法定書類作成、提供事務のため
- ④金地金取引に関する法定書類作成、提供事務のため
- ⑤外国送金等取引に関する法定書類作成、提供事務のため
- ⑥非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑦教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑧預金口座付番に関する事務のため

以 上